



〈雑録〉英吉利ニ於ケル消費組合ノ發達

津村, 秀松

(Citation)

經濟學商業學國民經濟雜誌, 6(4):607*-612

(Issue Date)

1909-04

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00051379>



英吉利ニ於ケル消費組合ノ發達

津村秀松

(一)

英吉利ニ於ケル消費組合ノ發達ニ就テハ、予曩ニ拙著「國民經濟學原論」上卷第十五章第三節第七款第三項ニ於テ、一通リ記述スル所アリタルガ、頃日、近着ノ C. R. Fay 著 Co-operation at Home and Abroad, 1908 ナ一讀スルニ及ビ更ニ大ニ得ル所アリタレバ、重テ其ノ大要ヲ左ニ紹介セントス。

英吉利ニ於ケル消費組合ハ、一八四四年ニ起レル「ロツチデール組合」ヲ以テ、元祖ト稱ス可ケレド、夫レヨリ以前ニ、此ノ種ノ組合全ク無カリシニハアラズ。即チ一八一六年設立ノ Sheerness Economical 一八三二年設立ノ Lockhurst Lane, Coventry Ripponden 及 Stockport Great Moor 一八二四年設立ノ Kirkheaton 一八三九

年設立ノ Honley 一八四〇年設立ノ South Cross-land and Netherton 一八四二年設立ノ Middleton-in-Teesdale 竝ニスコットランドノ Govan 等今尙ホ存スルモノモアレドモ、配當金制ヲ始メ所謂「ロツチデール制度」ナルモノヲ立テ、茲ニ組織的消費組合ノ基ヲ開ケルハ、實ニ「ロツチデール組合」ニ始ル。「ロツチデール制度」トハ、

第一、凡テ物品ハ現金ニテ販賣スルコト、
第二、凡テ物品ハ市價ニテ販賣スルコト、
第三、凡テ純益ハ買入高ニ比例シテ分配スルコト、

是レ也。此ノ制度コソ、今日、英吉利ニ於ケル諸消費組合ノ皆模範トスル所ニシテ、又其ノ成功ノ原因ナリトス。

(一)

英吉利ニ於ケル消費組合ノ發達ニハ、當初、

法律上ノ諸種ノ障害アリタレドモ、ソハ一八六二年ニ至テ全ク排除セラレタリ。即チ消費組合ハ先ヅ一八四六年ノ條例ニヨリ、法律上ノ認定ヲ得、一八五二年ノ條例ニヨリ、組合員外ニ對スル販賣ノ認可竝ニ法人ノ認定ヲ得、一八六二年ノ條例ニヨリ、有限責任組織ノ認可、竝ニ他ノ消費組合ニ對スル放資ノ自由ヲ得タリ。於是乎、消費組合ノ設立容易トナリシノミナラズ、又諸消費組合ノ合資ニヨリ、後ニ述ブル所ノ「中央消費組合」ナルモノヲモ、組織シ得ルコト、ナリス。之ヲ以テ一八六二年ノ條例コソ、實ニ消費組合ニ對スル Magna Charta トモ稱ス可キモノニシテ、此時ヨリ英吉利ニ於ケル消費組合ハ頓ニ長足ノ進歩ヲ現シ、一八七三年ニハ遂ニ全國消費組合聯合會ナルモノヲ組織シ、爾來、之ニヨリ益々其ノ發展ヲ催サレタリキ。

今、英吉利ニ於ケル消費組合ノ發達ノ大要ヲ表示センニ、左ノ如キモノアリ。

(一八八一年)

(一八九九年)

イングランド及ウェールズ

組合數

七六四

一、一三四

組合員

四七五、四七四

一、三三七、六六九

スコットランド

組合數

二〇〇

二九五

組合員

七一、二三八

二七二、六五一

其後、一九〇〇年以來、各地ニ於ケル消費組合間ニ合併合同ノ機運生ジ、爲メニ組合員數ハ年々増加スルモ、組合數ハ歲々減少スルニ至レリ。即チ英吉利全國ニ於テ

組合數

組合員數

一九〇五年

一、四五七

二、一五三、一八五

一九〇六年

一、四四八

二、二二二、四一七

ノ如キ統計ヲ現ハスニ至リ、其ノ營業成績ハ左ノ如キ好果ヲ示ス。

資本金

賣上高

純益高

一九〇五年

一、〇七二、七四〇

六、二八六、九九一

九、九三三、三八〇

一九〇六年

一、〇七二、七四〇

六、二八六、九九一

九、九三三、三八〇

英吉利ノ全人口ニ對スル消費組合員ノ割合ハ

約五分ニ過ギザレドモ、一人ニテ一家ヲ代表スベケレバ、一家族四人ト見テ、全人口ノ約二割ハ消費組合ニ屬スト謂フ可シ。而シテ現今英吉利ニ於テ消費組合ノ最モ旺ンナル地ハ、北部イングランドニシテ、就中、ランカシア地方トス。此ノ地方ニ到レバ、到ル處、消費組合アラザルナク、日用品ハ大抵之ヲ組合ニ仰グ。

斯クテ消費組合ノ發達シ行クニ連レ、組合中、賣品ヲ自製スルモノ、漸ク多キヲ加フ。即チ一八九六年ニハ、消費組合中、製造部ヲ有スルモノ、其ノ數四百九十五、其ノ製造額二百五十萬磅ニ過ギザリシガ、一九〇五年ニハ其ノ數八百七十三、其ノ使用人合計一萬九千二百二十七人其ノ製造額六百三十七萬九百九十一磅ヲ算スルニ至レリ。而シテ製品ハ麵包、菓子類ヲ主トシ、麥粉、衣服、靴類之ニ次グ。有名ナル Bolton Co-operative Society ノ如キニ至テハ、二百五十人ノ職工ヲ有シ、其ノ給料ノミニテモ一萬四千

磅ニ上ルト云フ。盛大ナルコト、推知シ得可キ也。

(三)

消費組合ニシテ、其ノ數次第二加ハルヤ、是等組合ノ合資ニヨリ、共同ノ「卸賣組合」Wholesale Societiesヲ組織シテ以テ、更ニ一層消費組合ノ利益ヲ増大ナラシメントノ企圖出ルハ、正ニ當然ノコト、謂フ可シ。英吉利ニ於テモ、消費組合ノ勃興ト共ニ、早クヨリ此ノ種ノ計畫起リシガ、最初ノ計畫ハ三回ハ三回トモ失敗ニ了レリ。一八三一年、消費組合會議ニ於テ、リバープールニ卸賣代理店設置ノ議ヲ可決セシガ、間モ無ク解散セリ。之レ第一回ノ失敗ナリ。一八五〇年、基督教社會主義者ニヨリ、ロンドンニThe Central Co-operative Agencyト稱スルモノヲ設立セシモ、餘命永カラザリキ。之レ第二回ノ失敗ナリ。次デ一八五二年、ロツチデール

消費組合ハ近傍ノ諸消費組合ト聯合シテ、卸賣部ノ設立ヲ企テシモ、是亦遂ニ蹉跎シヌ。之レ第三回ノ失敗ナリ。斯クテ三回ノ失敗ヲ重ネタル後、最後ニ一八六三年ニ至リ、イングラント地方ノ諸消費組合ノ協力ニヨリ、マンチエスタールニThe North of England Co-operative Wholesale Industrial and Provident Society, Limitedノ設立ヲ見、一八七三年ニ至リ、『共同卸賣協會』The Co-operative Wholesale Societyト改名セリ。之ゾ所謂『イングラント中央消費組合』ナルモノ也。之ニ倣テ、一八六八年、スコットランド地方ノ諸消費組合モ亦聯合シテ、グラスゴーニ『スコットランド卸賣協會』The Scotch Wholesale Societyナルモノヲ設ク。所謂『スコットランド中央消費組合』ナルモノ是レ也。斯クテ一方ハマンチエスタール中心トシ、イングラント一圓ヲ勢力範圍トシ、他方ハグラスゴーを中心トシ、スコットランド一圓ヲ勢力範圍トシ

二大中央消費組合起リヌ。方今、英吉利ニ於ケル全消費組合ノ九割マデ之ニ屬ストイフ。

中央消費組合（一名卸賣組合）ノ組合員ハ、皆地方ニ於ケル諸消費組合ニシテ、諸消費組合ヨリ選出サレタル三十二名ノ理事ニヨリ、監理セラル。是等ノ理事ニ對シテハ、當初ハ僅少ナル手當金ヲ與フルニ過ギザリシガ、今ハ一定ノ俸給ヲ與フ。

中央消費組合ハ、マンチエスター及ビグラスゴーニ本店ヲ有スルノ外、各地ニ支店ヲ設ケ、更ニ北米、西班牙、丁抹、獨逸等ニハ、各仕入部ヲ設ク、第二ニ中央消費組合ハ、各自其卸賣品ヲ成ル可ク、自カラ製造スルノ方針ヲ採リ、「イングラント中央消費組合」ニ於テハ、マンチエスター、ニューカッスル、ロンドンニ「スコットランド中央消費組合」ニ於テハ、グラスゴーノ近郊ニ各々菓子類、革皮、織物、石鹼、「ココア」、煙草等ノ製造所ヲ設ク。其内、最古ノモ

ノハ、イングラントニ於テハ、Crumpsall Biscuit Works (1873) ニシテ、スコットランドニ於テハ Glasgow Tailoring Factory (1882) ナリ。又兩中央消費組合ハ、アイルランドニ合計四十五箇所ノ「クリーム」（乳酥）製造場ヲ有ス。此外、「イングラント中央消費組合」ハ丁抹ニ「ベーコン」（腌猪肉）ノ製造場、濠洲シドニーニ獸脂及ビ油ノ製造所ヲ有ス。第三ニ「イングラント中央消費組合」ハ、一八七六年以來、汽船ヲ所有シテ、北海ニ於ケル海運ノ用ニ供セシガ、利益多カラザリシ爲メ、近頃、之ヲ賣却セリ。第四ニ「イングラント中央消費組合」ハ銀行業竝ニ保險業ヲモ兼營ス。第五ニ兩中央消費組合トモニ、田地ヲモ所有シ、穀物ヲ始メ農產物ノ自給ヲ企ツ。斯クテ中央消費組合ハ諸種ノ事業ヲ營ムモノナルガ、大體ニ於テ、中央消費組合ノ任務トスル所ハ、其ノ組合員タル各消費組合ノ出資ニヨリ、各種ノ貨物ヲ生産シテ以テ、各地ノ組合ニ

分配スルニアリ。之ヲ以テ中央消費組合ハ通常
二大部ニ分ル。

一、生産部、Production Department

二、分配部、Distribution Department.

即チ是レ也。先ヅ近ク一九〇六年ニ於ケル是等
兩中央消費組合ノ分配部ノ營業成績ヲ見ルニ、
左ノ如シ。

(一九〇六年)

	販賣額	純益額	一磅ニ付テ ノ配當額
イングラランド 中央消費組合	三、五〇〇、三五一	四一〇、六〇〇	四片
スコットランド 中央消費組合	七、四〇一、八二二	二六〇、四四四	八片

次ニ生産部ノ成績如何トイフニ、一九〇五年
ニ於テ、生産額五百五十萬磅ニシテ、此ノ利益
十六萬八千磅ニ上ル。サレド此ノ利益ハ確定ノ
モノニアラズ。生産部ノ利益ハ分配部ノ利益ニ
ヨリ、左右セラル、モノナレバ也。

(四)

夫ハ兎ニ角、中央消費組合ノ成績良好ナルヨ

リ、更ニ一步ヲ進メ、全國無數ノ諸消費組合ヲ
打テ一九トナサントノ議起ル。一九〇六年、パ
ーミンガムニ開會セル全國消費組合聯合會ニ於
テ、議長グレー J. C. Gray 氏ハ一案ヲ提出セ
リ。其ノ案ニヨレバ、イングラントトハ言ハズ、
スコットランドトハ言ハズ、全英國ニ於ケル、
全消費組合ヲ合併合同シテ、一大消費組合トナ
シ、各地ノ消費組合ヲ以テ、支店トナシ、百五
十人ノ理事ヲ選出シテ、之ヲ分擔管理セシメ、
每期ノ純益ノ一半ヲ配當シ、一半(其額一箇年
ニ少クトモ五百萬磅)ヲ以テ次第二業務ヲ擴張
セント云フニ在リ。此ノ議ニ就テハ、賛否交々
起テ、議未ダ決セザレドモ、大勢ハ次第二之ニ
向ハントスルモノ、如シ。之レ此後大ニ注目ス
可キ問題ナリトス。